

令和6年9月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



## 玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年9月10日（火曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 (欠席)            2番 (欠席)            3番 繁田 郁子  
4番 (欠席)            5番 小野 文隆        6番 武石 俊一  
7番 安藤 慎八 (会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣        2番 長尾亀世美        3番 衛藤 榮一  
4番 川邊 真八        5番 藤原 善和        6番 (欠席)  
7番 石井由美子        8番 藤本 哲朗        9番 湯浅 定夫  
10番 帆足 智己        11番 松方 洋一        12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項に規定する許可申請について  
議案第3号 非農地証明願いについて  
報告第1号 農用地利用集積等促進計画について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(相続)  
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長        井村 剛秀            主幹 (統括) 梅木 嘉子  
主幹            鶴窪 秀夫            主査            樋口 亜衣子

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今より令和6年9月定例総会を開催します。</p> <p>では、着席して進めさせていただきます。</p> <p>では、安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業委員定数7名に対して、4名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人の指名ですが、6番武石委員、3番繁田委員、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を申し上げます。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>お疲れさまです。</p> <p>座って説明いたします。議案集1ページをお開きください。</p> <p>議いたします。</p> <p>番号1番 大字大隈字倉園〇〇番の〇 1筆です。登記簿地目は田で、面積は209㎡です。申請者及び譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡目</p>

事務局	的は売買です。担当委員は、3番委員です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号1を3番委員お願いします。
3番委員	<p>それでは、番号1の調査報告をいたします。</p> <p>9月4日に申請人の〇〇〇〇さんと推進委員さんと現地の立ち合いをしました。土地の所在については、〇〇〇〇から〇〇に入った場所に位置しています。水稻を中心とした専業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で野菜を作付けする計画で、権利の移動は所有権の移転です。譲渡人が売買する事情による権利の移動です。通作距離は自宅前のため耕作は可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作・管理されており、農機具も揃っています。</p> <p>農業従事者は本人と子供2名で、取得後の耕作に問題はありません。以上報告を終わります。</p>
議長	推進委員さん補足がありましたらお願いします。
推進委員	自宅前の農地で野菜を作付けするという計画ですので問題ないと思います。
議長	<p>それでは、番号1について質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いいたします。無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
事務局	次に、議案第2号 農地法第5条第1項に規定する許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。2ページをお開きください。

事務局	<p>番号1番 大字綾垣字下綾垣〇〇番〇です。登記簿地目は畑、面積は、760㎡です。申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇です。土地の譲渡人は大字〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的は、資材置場として使用する計画です。なお、同農地は令和2年頃から農地の一部をすでに資材置場として利用しているため、追認案件となります。担当委員は、5番委員さんです。</p> <p>続きまして、番号2番 大字森字中尾〇〇番です。登記簿地目は田、面積は、2,327㎡です。申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的は、事業拡張に伴う、従業員用駐車場及び資材置場です。担当委員は、7番委員です。以上ですが、会長からの説明の前に事務局から番号2について、このまま補足説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>番号2についての補足説明をいたします。</p> <p>申請地ですが、東西に長く伸びた農地で、事業拡張に伴う資材置場と駐車場用地の申請です。西側の既設の工場北側に資材置場を新築する計画です。建築面積は718.8㎡で2筆にまたがったの建築になることから、今回申請地分で328.96㎡が該当になります。位置関係は、航空写真をご確認ください。2段になった農地を既設の工場のレベルまで掘り下げる計画です。また、隣接して従業員の増員を予定していることから15台分の駐車場用地を計画しています。計画図にありますように、土地の形状が狭く縦列駐車も配置もございます。また、東側は駐車場用地としても使用できないことから、進入路としての用途で計画しています。用地の排水については、新築の建物からの排水は既設水路に排水し、駐車場用地など建物以外からの用地の排水は砂利敷きで計画していますので、地下浸透を基本に計画しています。南側に一段低い農地が用水路を挟んで広がっていますので、申請地からの排水が流れ込まないように用地の縁に縁石ブロックを設け既設工事横の排水路まで、誘導して隣接農地に影響を与えない計画です。</p> <p>転用申請には、添付書類に隣接農地からの承諾書を求めています。今回の申請地に隣接する農地所有者のうち1名の方の農地が台帳上3筆ございますが、この方からの承諾書の提出が出来ておりま</p>

事務局	<p>せん。これに変わる書類として、添付できないことを詳細に記載した理由書を提出していただいております。</p> <p>添付できない理由としては、相続が出来ていない状況など幾つかの課題があることから承諾書の提出が困難であるという内容でした。</p> <p>しかしながら、事務局としては、相続の対象者が町内にいて面接ができる状況であるならば、承諾書類の提出はお願いしたいこと、事務局としては、今後の問題発生を回避することと、確実な転用を行える状態にすることを理由に申請者側に承諾書の提出を繰り返し求めてきましたが、その後に申請者側が、県へ問い合わせをし、法で定められた書類でないことから提出の必要はないと回答をもらっている状況がありました。事務局としては、法定添付資料ではない書類の提出を求め続けましたが、その書類が提出されない事を理由に申請を受け付けないことは事務処理上出来ないことになっていることから、申請書の中に「問題発生時には申請者側で速やかに解消する」との文言を記入してもらい、同意書が添付できない理由書にも「隣接者からの異議申し立てがあった場合は、申請者側で責任をもって処理し、町側には迷惑をかけないと記載したものを提出してもらっています。</p> <p>また、5条申請の許可権者は大分県でありますので、県にも確認をしまして、大分県としては、申請に関する手続きで申請者側に負担をかけないとする国の通知に基づき、隣接者の同意は必須としていません。今回の件は、「同意書が取れない理由が、営農に関する問題でない事」であることから、県としては提出の必要はないと回答をしている。とのことでした。ただ、営農に関する問題が生じることが考えられる場合は、後々のトラブルを避ける意味で、同意書を取ることが望ましいという取り扱いをしているとのことでした。</p> <p>また、許可後に発生が予測できる申請者側や隣接者など関係者からの異議等の対応は当農業委員会ではなく、大分県が対応することを確認しております。そうした、申請書の添付書類の件や許可後の対応を確認したうえで、今回の申請書を受理した経過がございます。また、農業委員さんと申請者、事務局で現地確認をした際にも、同意書が添付できない理由書での対応と、その内容を一堂に会した現地確認の際に改めて確認しています。</p> <p>長くなりましたが、以上で番号2の補足説明を終わります。</p>
-----	--

<p>議長</p> <p>5 番委員</p>	<p>それでは担当委員の説明ですが、 番号 1 を 5 番委員、番号 2 を私（7 番委員）が行います。</p> <p>番号 1 の調査結果を報告します。</p> <p>9 月 2 日、申請者の〇〇〇〇さんと推進委員と事務局と現地の立会いを行いました。画像にあるように現に土地の一部に資材等が少し置かれています。畑ですので栗の木も植えています。現地に行きますと縁に水路があり反対側には〇〇川が位置している狭い農地で、以前から栗を植える以外耕作されていない農地でした。今回申請者から機械を置いたり資材置場として利用したい旨の話があり、図面も確認していますが計画的に利用したいとのことでした。また現地では、産廃など置くことが無いよう十分注意・管理をしてくださいと伝えております。計画には問題ないと思います。</p>
<p>議長</p> <p>推進委員</p> <p>7 番委員</p>	<p>推進委員さん補足があればお願いします。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>続きまして番号 2 の調査結果を報告します。</p> <p>9 月 5 日に申請者の〇〇〇〇と推進委員と事務局で現地の立会いをしました。場所は国道〇〇〇号線から〇〇地区方面に 2 0 0 メートルほど入った、旧〇〇〇〇跡の北側の農地です。面積が広いことから皆さんご心配の宅地への転用の可能性ですが、現地を見る限り心配ないと思っています。それと先ほどの補足説明でありましたが、1 件隣接農地の承諾がない件ですが、東側の狭い場所になる隣接農地からの承諾が取れていないのですが、現地は幅が 3 メートルくらいで、軽トラがやっと通るほどの幅です。他の農地は承諾書が取れている状況です。その農地の承諾がなくて許可で出るのかと尋ねたところ、県からは必要がないと回答をもらっているとのことでした。何かあったら県が対応してもらおうと話をしているところです。申請地の下に水路があるのですが、下に影響がないように縁石を付けて水が入らないように計画していることを確認しています。万が一問題が発生した場合は申請者側で対応することを確認しています。以上で報告を終わります。</p>

議長	それでは番号1番、2番について質疑のある方は挙手をお願いします。
農業委員	番号2番について、県が承諾書が無くてもいいと言っても、それでいいのか。県が後処理をするのか。
事務局	許可権者が大分県ですので、県として対応することを確認しています。
農業委員	工事の内容に対して同意書が取れないということですか。
事務局	今回の計画に対することで承諾が得られないということではありません。
議長	その他に無いようでしたら採決します。
	議案第2号 農地法第5条第1項に規定する許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
	(農業委員挙手)
議長	全員賛成でございます。議案第2号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
	次に、議案第3号 非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 非農地証明願いについてご説明いたします。
事務局	3ページをご覧ください。
	番号1番 大字山下字小原〇〇〇番です。登記簿地目は 田、面積は902㎡です。申請者は大字〇〇の〇〇〇〇さんです。平成3年頃に杉を植林して現在は林地化しております。担当委員は5番委員です。以上です。
議長	

5 番委員	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を 5 番委員お願いします。 (担当委員説明)</p> <p>番号 1 の調査結果を報告します。9 月 2 日に申請者の〇〇さんと、推進委員と事務局で現地の立会いを行いました。土地の所在は大字〇〇の〇〇で県道から北に 300 メートルくらいの場所に位置しています。現況は杉の木が茂っている状況で、山林になっています。木を見ますと 50 年生の木があるような場所ではありますが、昔は水田だったろうと思われる跡もありますが現状は農地ではなく山林となっている状況です。以上報告します。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。 議案第 3 号 非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。 全員賛成でございます。原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局 報告事項)</p> <p>報告事項に移らせていただきます。 報告第 1 号 別冊の農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。別冊の農用地利用集積等促進計画をお開きください。同計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。詳細はご一読ください。</p>
事務局	<p>続きまして議案集 4 ページをお開きください。 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続による所有権移転が 5 件提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第 3 号 農地法第 18 条による合意解約通知書が 15 件提</p>

事務局	<p>出されております。詳細は、ご一読ください。以上で議案集記載の報告事項を終わります。</p> <p>次に、協議、連絡事項を説明いたします。</p> <p>内容は、4番目の農業委員会改選についてです。本定例会後と、来月の定例会後に、委員の皆さまに来年度改選の状況を伺います。お声がけさせていただいた委員の皆さまは、総会后、お残りください。</p> <p>(資料に沿って説明)</p> <p>以上で、すべての報告事項を終わります。</p>
議長	<p>協議、連絡事項について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>
推進委員	<p>別件でよろしいですか</p> <p>3号議案で田を売買などで所有権移転をした場合、ひとこと改良区の水利費の付け替えをお知らせする文書を付けていただけるとありがたい。今まで売買した中で変更が出来ていない場所があって、変更前の方に水利費のことが行ったりしているなどの相談を受けるので、お願いしたい。</p>
事務局	<p>申請書の受付時か許可証交付の時が良いのか検討したい。</p>
推進委員	<p>許可証交付の時が良い</p>
事務局	<p>では、許可証交付の時にそうした文書をお渡しするようにいたします。</p>
6番委員	<p>改良区としては相対で申請を出してもらっている。耕作者又は所有者で対応している。</p> <p>お願いするくらいしか出来ないと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会9月定例総会を</p>

閉会します。

--	--